

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで

私は、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付及び免除申請等について、常に夫婦一緒に行っており、申立期間については、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年6月に夫婦連番で払い出されたものと推認される上、申立人の36年4月から平成3年3月までの国民年金保険料の納付状況等は、申立期間を除き、申立人の夫と一致しており、申立人の長女及び長男は、申立人の夫が家族の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言をしていることから、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の夫については、申立期間①及び②は納付済みとされている上、申立期間②当時、申立人及びその夫と同居していた申立人の長男についても、申立期間②は納付済みとされていることから、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年11月8日、資格喪失日が14年1月1日とされ、当該期間のうち、13年12月31日から14年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を14年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月31日から14年1月1日まで

私は、A社に平成12年11月8日から13年12月31日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

平成19年9月には、A社から厚生年金保険の被保険者資格の喪失日の訂正届が提出され、社会保険事務所において14年1月1日に資格喪失日が訂正されたにもかかわらず、時効により13年12月が年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされているため、当該月を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された賃金台帳及び在職証明等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年11月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、平成13年12月31日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできないとともに、申立人の 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間①について、国民年金保険料の還付を受けた記憶が無いにもかかわらず、還付済みとされていることに納得がいかない。

また、私の性格から納付書を交付されればすぐに国民年金保険料を納付しないはずがなく、国民年金保険料の未納について社会保険事務所から呼び出された際、一括では納付が困難なため分割して納付できるよう納付書を作成してもらい、3 回に分けて納付していたにもかかわらず、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る国民年金保険料の還付については、市町村が保管している国民年金被保険者名簿の当該期間の欄には、「還付済」の印が押されている上、還付年月日、還付の生じた理由が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、ほかに申立期間①に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付時期、納付金額等について記憶が明確でない。

さらに、申立人が呼び出されたとする社会保険事務所は、昭和 63 年 4 月から業務を開始したことが確認できることから、申立人が交付を受けたと主

張する国民年金保険料の納付書は 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間を 3 つに分割したものであると考えられるが、社会保険庁及び市町村の記録上、62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は時効が経過した後に納付されたため、当該期間直後の 62 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料に充当されており、納付書を交付されればすぐに国民年金保険料を納付しないはずがないとの申立人の主張には、不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間②以外にも、未納期間が散見される上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から36年5月1日まで

私は、昭和34年5月1日から36年4月30日までA社で勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、申立期間のうち約6か月間は、A社B出張所で勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は申立期間において厚生年金保険適用事業所となっているが、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が申立期間のうち約6か月間勤務していたと主張するA社B出張所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和35年3月1日とされており、申立期間のうち、34年5月から35年2月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない上、同年3月1日から36年6月15日までの期間について、社会保険事務所が保管している同出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

加えて、当時の同僚等からの供述も得られず、A社にも申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料が無いことから、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明である。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。